タイトル　公益社団法人日本精神保健福祉士協会　精神保健医療福祉の将来ビジョン

副題　私たち精神保健福祉士は、一人ひとりの「想い」に寄り添い、誰もが自分らしく生きることのできる社会をともに創ります

小見出し　精神保健福祉士（MHSW：Mental Health Social Worker） とは…

精神保健福祉士は、社会福祉学を基盤とした国家資格の専門職です。1950年代より精神医学ソーシャルワーカー（ＰＳＷ：Psychiatric Social Worker）という名称で精神科病院を中心に活動してきました。

精神障害のある人をはじめ、メンタルヘルス課題を抱えた人を含む全ての人の生活支援や環境調整に取り組んでいます。さらに、精神障害に対する偏見や差別を解消し、共生社会の実現に向けて働きかけています。

小見出し　日本精神保健福祉士協会（JAMHSW）とは…

本協会は、精神障害者の社会的復権・権利擁護とすべての人の精神保健福祉の増進を目的とした、全国各地で活動する精神保健福祉士による専門職団体です。

1964年に日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会として創設され、国家資格化に伴って1999年に日本精神保健福祉士協会に名称変更しました。2004年に一般社団法人に、２０１３年公益社団法人に移行しました。

スローガン　“すべての人に、「コノ邦ニ生キル幸セ」を。”

小見出し　ビジョンを具現化するために必要な９つの実践

主体性の尊重（ミクロ）

1.必要な人すべてにソーシャルワークを届ける

2.医療の主体的な選択を支援する

3.その人が望む暮らしの実現に向けてかかわる

多様性の尊重（メゾ）

4.個性が尊重され、多様性を認め合えるコミュニティにする

5.適切で良質な精神医療を身近な地域で提供できるようにする

6.誰もが希望する形で社会参加できる地域をつくる

包摂性の追求（マクロ）

7. メンタルヘルスリテラシーを高め、ストレスに向き合うことのできる社会をつくる

8. 精神疾患や精神障害へのスティグマを解消する

9. 人権が尊重される共生社会をともに実現する

９つの実践の土台となる４点

・ソーシャルワーク専門職のグローバル定義

・精神保健福祉士の倫理綱領

・協会の定款

・精神保健福祉士業務指針